



平成 21 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 シベール  
代表者名 代表取締役社長 熊 谷 眞 一  
( J A S D A Q ・ 証 券 コード 2 2 2 8 )  
問合せ先 専 務 取 締 役 佐 島 清 人  
電 話 0 2 3 - 6 8 9 - 1 1 3 1 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 11 月 23 日開催予定の第 39 期定時株主総会において、「定款一部変更の件」に関し、下記の通り付議することを決議しましたので、お知らせ致します。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」と言う。)の施行に伴ない、現行定款に以下の通り変更を行なうものであります。
  - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条の削除を行なうものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴ない、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) ジャスダック証券取引所が、株主・投資家保護及び公正かつ健全な市場の運営という観点から、企業行動に係る制度整備として、「企業行動規範に関する規則」(以下「規則」と言う。)を制定し(平成 20 年 12 月 1 日施行)、ジャスダック証券取引所に上場している会社は、取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人を置く(規則第 10 条)こととなったため、新たに第 5 章「監査役」に所要の変更を行ない、「監査役会」を設置するとともに、第 6 章「会計監査人」を新設するものであります。
- (3) その他、必要な規定及び文言の追加・削除、修正等所要の変更及び条数の変更を行なうものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(注) 下線を付した部分は変更箇所を示します。

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>第 8 条</p> <p>↳ &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>第 9 条</p>	<p>第 7 条</p> <p>↳ &lt; 現行通り &gt;</p> <p>第 8 条</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第 11 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>第 10 条 &lt; 現行通り &gt;</p>
<p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第 13 条</p> <p>↳ &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>第 26 条</p>	<p>第 12 条</p> <p>↳ &lt; 現行通り &gt;</p> <p>第 25 条</p>
<p>第 5 章 監査役</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>第 27 条</p> <p>↳ &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>第 28 条</p>	<p>第 26 条</p> <p>↳ &lt; 現行通り &gt;</p> <p>第 27 条</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 28 条 <u>監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(監査役会の招集手続き)</p> <p>第 29 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
< 新 設 >	<u>(監査役会の決議方法)</u> 第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。
< 新 設 >	<u>(監査役会規程)</u> 第 31 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第 29 条 ↳ 第 31 条 〈 条文省略 〉	第 32 条 ↳ 第 34 条 〈 現行通り 〉
< 新 設 >	第 6 章 会計監査人
< 新 設 >	<u>(選任方法)</u> 第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
< 新 設 >	<u>(任期)</u> 第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結
< 新 設 >	<u>(報酬等)</u> 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第 6 章 計算	第 7 章 計算
第 32 条 ↳ 第 35 条 〈 条文省略 〉	第 38 条 ↳ 第 41 条 〈 現行通り 〉
< 新 設 >	附則 第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削除する。

### 3. 日程

取締役会決議日 平成 21 年 10 月 15 日

株主総会開催日 平成 21 年 11 月 23 日

以上